

港区成年後見人等報酬助成事業 (令和2年度 第Ⅱ期)

成年後見制度を利用している本人の所得や資産が少なく、報酬の負担が困難であると審査の結果認められた場合に、後見人・保佐人・補助人・監督人（以下「後見人等」）の申請により、後見人等の報酬費用を助成します。

対象 令和2年7月1日～令和2年12月31日に家庭裁判所により報酬付与の審判があり、次の①～⑥の項目全てに該当する人

- ①後見人等が港区の成年後見人等候補者登録台帳に登録されていること。
- ②後見人等が成年被後見人等（以下「本人」）の資産から報酬を得ることがないこと。また、他の助成制度を利用し、重複して助成等を得ることがないこと。
- ③申立人を区長とする後見等開始の審判申立てがされていないこと。
- ④申請時において本人が港区に住所を有している（介護保険法の規定に基づく住所地特例含む等）こと。
- ⑤報酬付与の審判の時及び申請時において、本人が生活保護法の規定に基づく保護を受けていること又は区市町村民税が非課税であること。
- ⑥本人が成年後見人等への報酬を負担することが困難であると認められること。

本人の財産（預貯金・不動産・現金等）から報酬を支出することが可能な場合は利用できません。

本人死亡後の申請の際は申請書類が変わります。申請書請求時にその旨をお伝えください。

港区において、申請内容、資産状況等を審査の上、助成の可否及び助成金額を決定します。

結果は、3月下旬に港区から申請者へ通知し、助成金を指定口座に振り込みます。

※区長申立ての場合は、申立て手続きをした各地区総合支所区民課保健福祉係へご相談ください。

※令和3年度第Ⅰ期の募集については、令和3年6月頃ご案内の予定です。

申請締切日

★★まずはご連絡ください★★

令和3年1月18日(月) 必着！

※昨年度から申請様式に変更がございます。必ず最新の書式を港区社会福祉協議会へご請求の上、ご申請ください。

助成金

施設入所等のケース
18,000円／月額(上限)

それ以外のケース
28,000円／月額(上限)

※監督人の場合は上記の半額が上限となります。

(申請書の請求・提出・問合せ)

〒106-0032

港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階
社会福祉法人 港区社会福祉協議会 成年後見推進係

成年後見利用支援センター
サポートみなと

(電話)03-6230-0283



※この事業は港区から委託を受けて港区社会福祉協議会が実施しています。